

岩手県告示第359号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、定置漁業権の免許予定日、申請期間、存続期間、免許の内容たるべき事項、地元地区及び条件を次のとおり定める。

平成24年5月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 免許予定日 平成24年9月1日
- 2 申請期間 平成24年5月11日から同年7月20日まで
- 3 存続期間 平成24年9月1日から平成26年2月28日まで

注 各漁場区域の表示している角度の度数は、不動物体（方位標）からの角度の度数をもって表示した。

公示番号 定第215号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 上閉伊郡大槌町吉里吉里地先（仲網）

(3) 漁場の区域 次の基点第406号、ア、イ、基点第408号及び基点第406号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第406号 上閉伊郡大槌町吉里吉里ししころばし西端の標識

基点第408号 上閉伊郡大槌町吉里吉里地先小松島北端の標識

方位標 下閉伊郡山田町船越大島灯台の中心

ア点 基点第408号から方位標を見通した線を基準として251度340メートルの点

イ点 基点第408号から方位標を見通した線を基準として324度535メートルの点

2 地元地区 上閉伊郡大槌町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第216号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 上閉伊郡大槌町吉里吉里地先（野島）

(3) 漁場の区域 次の基点第408号、ア、イ、ウ、基点第411号及び基点第408号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第408号 上閉伊郡大槌町吉里吉里地先小松島北端の標識

基点第411号 上閉伊郡大槌町吉里吉里地先野島北端の標識

方位標 下閉伊郡山田町船越大島灯台の中心

ア点 基点第408号から方位標を見通した線を基準として324度740メートルの点

イ点 基点第408号から方位標を見通した線を基準として330度910メートルの点

ウ点 基点第408号から方位標を見通した線を基準として351度1,290メートルの点

2 地元地区 上閉伊郡大槌町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 定第217号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 上閉伊郡大槌町野島地先（沖野島）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第411号の3 上閉伊郡大槌町吉里吉里地先毛無島北端の標識

方位標 下閉伊郡山田町船越大島灯台の中心

ア点 基点第411号の3から方位標を見通した線を基準として322度30分500メートルの点

イ点 基点第411号の3から方位標を見通した線を基準として32度840メートルの点

ウ点 基点第411号の3から方位標を見通した線を基準として27度30分905メートルの点

エ点 基点第411号の3から方位標を見通した線を基準として36度30分1,140メートルの点

オ点 基点第411号の3から方位標を見通した線を基準として37度30分1,170メートルの点

カ点 基点第411号の3から方位標を見通した線を基準として85度980メートルの点

キ点 基点第411号の3から方位標を見通した線を基準として88度725メートルの点

ク点 基点第411号の3から方位標を見通した線を基準として69度610メートルの点

ケ点 基点第411号の3から方位標を見通した線を基準として69度85メートルの点

2 地元地区 上閉伊郡大槌町

3 条件

- (1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

い。

(4) エ、オ、カ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、金庫網及び羽子以外の漁具を敷設してはならない。

公示番号 定第218号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

(2) 漁場の位置 上閉伊郡大槌町七戻地先(長越)

(3) 漁場の区域 次の基点第413号の4、ア、イ及び基点第414号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第413号の4 上閉伊郡大槌町赤浜地先長越島南端の標識

基点第414号 上閉伊郡大槌町赤浜大蔵松沖鼻の標識

方位標 釜石市箱崎町御箱崎灯台の中心

ア点 基点第414号から方位標を見通した線を基準として39度492メートルの点

イ点 基点第414号から方位標を見通した線を基準として92度30分460メートルの点

2 地元地区 上閉伊郡大槌町

3 条件

(1) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 毎年4月1日から5月31日までの期間中は、箱網の網目は、4.3センチメートル(8節)以上の大きさにしなければならない。

(3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(4) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。